

令和 2 年 5 月 2 9 日
消 防 庁

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募の結果及び改正省令の公布

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、国民の皆様から御意見を公募したところ、2件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見公募の結果も踏まえ、当該省令を本日公布しました。

1 改正概要

次の物質を消防活動阻害物質に指定するために、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令を改正するものです。

- ・三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤

2 意見公募の結果

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、令和2年3月31日から令和2年4月30日までの間、意見を公募したところ、2件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙1のとおりです。

【参考】

「危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募」

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/200330_kiho.pdf

3 省令の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果も踏まえて、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第57号）を本日付けで公布しました（別紙2）。なお、この省令は令和2年12月1日に施行となります。



（連絡先）

消防庁危険物保安室 担当：勝本、竹中
TEL：03-5253-7524（直通）
FAX：03-5253-7534

**危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）
に対して提出された意見及び総務省の考え方**

案に対する意見及びその理由 【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>・ 三塩化アルミニウム 6 水和物は、「三塩化アルミニウムおよびこれを含有する製剤」の指定対象外という理解でよろしいか。</p> <p>理由として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 三塩化アルミニウム 6 水和物はヘキサアクアアルミニウムイオンと塩化物イオンの錯塩であり Al-Cl 結合をもたないため。 ② 厚労省所管の「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和元年政令第 31 号）」での意見募集結果では三塩化アルミニウム 6 水和物は、「三塩化アルミニウムを含有する製剤」に該当しないとの回答が公示されているため。 <p align="right">【個人】</p>	<p>お見込みの通り、三塩化アルミニウム 6 水和物は、「三塩化アルミニウムを含有する製剤」に該当致しません。</p>	<p align="center">無</p>
<p>・ 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤については、「水と反応して人体に有害な気体を発生する性質を有するため」との記載があります。三塩化アルミニウムは水に溶解することはわかるのですが、水と反応して有害なガスを発生させるプロセスが理解できないため、今回の消防活動阻害物質指定も理解できません。</p> <p align="right">【個人】</p>	<p>三塩化アルミニウムは、水と反応し、塩化水素を発生させ、さらに加熱時間が長くなることで塩化水素（気体）がより多く揮散することが確認されております。また、当該気体が溶解した水溶液は、強い酸性により消防活動において支障となるおそれがあります。</p> <p>以上の理由より、消防活動阻害物質として指定すべきと考えております。</p>	<p align="center">無</p>

○提出意見数：2 件

○総務省令第五十七号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第二の（十八）の項の規定に基づき、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十九日

総務大臣 高市 早苗

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後

(危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量)
第二条 危険物の規制に関する政令別表第二の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第二の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。

(一)～(五) 略	(三十) 五酸化バナジウム(溶解した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。)及びこれを含有する製剤(五酸化バナジウム(溶解した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。)(一〇%以下を含有するものを除く。))	(三十一) 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤
略		(三十一)～(七十四) 略

改正前

(危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量)
第二条 「同上」

(一)～(五) 同上	(三十) 五酸化バナジウム(溶解した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。)及びこれを含有する製剤(五酸化バナジウム(溶解した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。)(一〇%以下を含有するものを除く。))	(三十一)～(七十三) 同上
同上		

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。